

＜水質基準に関する省令＞ 平成 15 年厚生労働省令第 101 号

No	水質検査項目	水質基準	備考
1	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること	病原微生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg / L 以下であること	金属類
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg / L 以下であること	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg / L 以下であること	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg / L 以下であること	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg / L 以下であること	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg / L 以下であること	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg / L 以下であること	無機物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg / L 以下であること	消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg / L 以下であること	無機物
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg / L 以下であること	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg / L 以下であること	
14	四塩化炭素	0.002 mg / L 以下であること	有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下であること	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下であること	
17	ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下であること	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下であること	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下であること	
20	ベンゼン	0.01 mg / L 以下であること	
21	塩素酸	0.6 mg / L 以下であること	消毒剤 消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg / L 以下であること	
23	クロロホルム	0.06 mg / L 以下であること	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg / L 以下であること	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg / L 以下であること	
26	臭素酸	0.01 mg / L 以下であること	
27	総トリハロメタン クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 プロモジクロロメタン及びプロモホルムの それぞれの濃度の総和	0.1 mg / L 以下であること	
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg / L 以下であること	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg / L 以下であること	
30	プロモホルム	0.09 mg / L 以下であること	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg / L 以下であること	

32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg / L 以下であること	金属類
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg / L 以下であること	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg / L 以下であること	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg / L 以下であること	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg / L 以下であること	無機物
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg / L 以下であること	金属類
38	塩化物イオン	200 mg / L 以下であること	その他
39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg / L 以下であること	無機物
40	蒸発残留物	500 mg / L 以下であること	有機物
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg / L 以下であること	
42	(4 <i>S</i> -4 <i>aS</i> -8 <i>aR</i> )-オクタヒドロ-4・8 <i>a</i> -ジメチル ナフタレン-4 <i>a</i> (2 <i>H</i> )-オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg / L 以下であること	
43	1・2・7・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタ ン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg / L 以下であること	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg / L 以下であること	その他
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg / L 以下であること	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg / L 以下であること	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	
48	味	異常でないこと	その他
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下であること	
51	濁度	2 度以下であること	

\* 1 : 水の消毒を行わない場合は、検査項目から「項目 21 から 31」を除くことができる。

\* 2 : 湖沼を水源としない場合は、検査項目から「項目 42 及び 43」を除くことができる。

- 全 51 項目から \* 1 の項目を除く 40 項目は「原水検査項目」と呼ばれ、検査機関によっては、割安なセット料金を設定している場合があります。